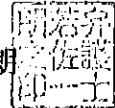


異議申出書

令和7年1月28日

日本弁護士連合会 御中

異議申出人代理人弁護士 若 佐 一 朗



1 異議申出人

〒106-0032

東京都港区六本木一丁目8番7号

MFP R六本木麻布台ビル11階（送達場所）

異議申出人 酒井 将

2 懲戒の請求をした弁護士の氏名及び所属弁護士会

(1) 事案番号 令和5年東懲第22号

被審査人 石丸幸人（登録番号30934）

登録上の事務所所在地

〒170-0013

東京都豊島区東池袋2-60-2

石丸・田島法律事務所

所属弁護士会 東京弁護士会

(2) 事案番号 令和5年東懲法第1号

被審査人 弁護士法人石丸・田島法律事務所（届出番号167）

主たる事務所所在地

〒170-0013

東京都豊島区東池袋2-60-2

石丸・田島法律事務所

所属弁護士会 東京弁護士会

3 懲戒の請求をした年月日

上記各弁護士及び弁護士法人につき、いずれも令和元年9月20日

4 弁護士会から懲戒しない旨の通知を受けた年月日

上記各弁護士及び弁護士法人につき、いずれも令和6年11月19日

5 弁護士会からの異議申出ができる旨の教示の有無及びその内容

弁護士会から送られた通知には「懲戒請求者は、この決定に不服があるときは、弁護士法第64条の規定により日本弁護士連合会に異議を申し出ることができます。」旨の記載があり、異議申出ができる旨の教示がなされている。

6 異議申出の趣旨

上記各弁護士及び弁護士法人につき、いずれも弁護士会の決定の取消しを求め、被審査人らの懲戒処分を請求する。

7 異議申出の理由

別紙のとおり

別紙

第1 議決書の要旨と問題点

- 1 本件議決は、被審査人法人においてペリーベストと新宿事務所との間に何らかの提携関係があるのではないかと疑念を持ち、その証拠をつかむために鈴木をして被審査人法人を退職させてペリーベストに入所させたと強く疑われる状況にあること、このことが被審査人石丸の意向と無関係なところで行われたとは考えがたいことを指摘しつつ、懲戒委員会においてAの審尋を行うことができず、かつ、反対尋問も経ていないA陳述書等のみをもって、被審査人石丸の指示で鈴木がスパイとしてペリーベストに就職し、本件営業情報を持ち出して別件懲戒請求等を行ったという事実（以下「本件懲戒請求事実」という。）までを認定することはできないと議決した。

しかしながら、本件議決は、反対尋問を経していないことを過大に評価している点、懲戒請求における事実認定について、その裁量で行えばよいと考えられるところ、懲戒請求人から積極的に主張立証している一方、被審査人石丸及び被審査人法人は、懲戒請求に係る事実を否定すべき事実関係を何ら具体的に主張立証していないにもかかわらず、本件懲戒請求事実が認定できないとしている点等において不当であるから、取り消されるべきである。

- 2 反対尋問を経していないこと等を重視すべきでないこと

本件議決は、「12月13日付け陳述書に現れるAの陳述は、Aの陳述内容を懲戒請求者において聴取したところを記載するものであっていわゆる伝聞供述に当たる上、A陳述書に記載されているところを正確に再現していることを担保するものもなく、そもそもその信用性は、A陳述書よりも劣ると考えざるを得ない。また、A陳述書の作成過程を見るに、まず懲戒請求者において原案を作成し、これをAにおいて確認・修正して完成させたという経緯を見ることができ（甲44）、しかもその作成目的は懲戒請求者に対する別件懲戒請求において懲戒請求者にとって有利な証拠として用いるために作成されて

いるのであるから、**A**において懲戒請求者の意向に迎合した可能性も否定できない。加えて、**A**は、当委員会から関係者として審尋するために呼出しを受けたもののこれに応じず（なお、**A**は、当会綱紀委員会からの呼出しにも応じなかった。）、**A**陳述書等の内容について当委員会において直接確認できない状況にあり、被審査人らの反対尋問も経ていない。上記したところからすれば、**A**陳述書の信用性については特に慎重に検討されなければならない。」とする。

要するに、本件議決は、**A**の陳述の一般的な問題点として、①12月13日付け陳述書に現れる**A**の陳述は、いわゆる伝聞供述に当たり、その信用性は**A**陳述書よりも劣ること、②**A**陳述書の作成過程からすると、**A**が懲戒請求者の意向に迎合された可能性があること、③**A**が審尋に応じず反対尋問を経ないことから、信用性が低いとしている。

しかしながら、①について、12月13日付け陳述書に現れる**A**の陳述は、いわゆる伝聞供述に当たることはそのとおりであるが、だからといってその信用性が当然に劣るものではない。

供述の信用性は、それ自体の合理性や他の証拠との整合性によって判断されるべきであり、他の証拠と整合性が高い一方、他の証拠と明らかな矛盾点が見当たらないことは、本件議決でも認定しているとおりである。

また、そもそも、被審査人は、**A**が12月13日付け陳述書に記載されたような内容の陳述をしていないと主張しているわけではないし、**A**の陳述書とされる書面の陳述者が**A**であることについても争っていない。

そして、被審査人は、**A**陳述の信用性が低い具体的な事情について、何ら主張していない。

被審査人は、懲戒委員会限りで主張しているかもしれず、懲戒請求者にその内容が開示されていない可能性もあるが、であれば懲戒請求者に再反論の機会を与えないような反論こそ、反論としての価値、ひいては**A**陳述の信用性評

価に対する影響は低いと言うべきである。

②について、本件議決は、懲戒請求者において原案を作り、これを **A** において確認・修正して完成させたことを問題視する。

しかしながら、本件の問題点を把握し、文章作成能力に優れた弁護士が原案を作り、これを陳述者が確認・修正して陳述書を作成するのは、ごく一般的な手順であり、何ら問題視されるべきことではない。

むしろ、甲44からすると、**A** が「赤字が追記した部分となります。誤字脱字を修正しました。非開示の取扱いをお願いする文章を新たに挿入しました。」

「破産管財人相手の報復措置の部分を少しでも再修正させていただきました。破産管財人への報復措置が行われましたが、財産散逸防止義務のみをピンポイントで指摘されたかどうか、10年近く前のことなので、記憶が曖昧だったからです。」などと主体的・積極的に文案にコメントをし、記憶が曖昧な部分についてはその旨指摘して、記載の削除を求めている事実が認められ、弁護士が作成した文案どおり署名するよりも、よほど信用性は高いというべきである。

また、本件議決は、**A** が懲戒請求者の意向に迎合した可能性があるというが、**A** は、その陳述書の存在が対象者らに知られ、仕返しや復讐を受けることを極端に恐れているのであり（非開示の取扱いをお願いする文章を自ら挿入し（甲44の2枚目）、懲戒委員会からの呼び出しに応じていないのがその証左である。）、迎合した可能性は全く認められない。

③について、**A** が審尋に応じず反対尋問を経ていないのはそのとおりであるが、懲戒委員会の審議は、そもそも当事者対立構造をとっていないのであるから、反対尋問を経ていないからといって、その信用性が当然に排斥されるわけではない。

当事者対立構造を取っていないことから、供述の信用性の吟味は、反対尋問を行わなくても、被審査人らにおいて、反対尋問すべき内容や反対尋問で引き出したい問題意識を主張し、必要に応じて懲戒請求者が追加主張・立証すれば

よく、むしろ本来そのような主張・立証が予定されているというべきである。

しかしながら、被審査人らは、**A** 陳述の矛盾点について、何ら具体的な主張を行わなかった。

少なくとも、**A** 供述の矛盾点について、懲戒請求者が追加出張・立証を求められるような、具体的な反論はなされなかった。

そうである以上、被審査人らは、**A** 陳述の信用性を積極的に争っておらず、**A** 陳述は十分信用できると認定されるべきである。

以上のとおり、本件議決が**A** 陳述書等の信用性について一般的に慎重に検討すべきとする理由は、いずれも理由がない。

- 3 その上で、本件議決は、**A** 陳述書等で指摘されている事実は、被審査人石丸らの本件への関与を強く疑わせる背景事情としての意味を有すると認めることはできるが、それを超えて、被審査人石丸の指示の事実を直ちに裏付けるものとはまでは評価できないとする。

しかしながら、本件議決は、被審査人法人が、被審査人石丸の指示なしに、スパイ行為のような、不正競争防止法違反に該当し、これが発覚した場合には除名あるいは相当長期間の業務停止処分を受けるような行為をするとは考えられないという、明白な経験則に違反している。

実際、**A** 陳述書において「アディーレの意思決定は、石丸代表からのトップダウンで決定されます。」（４頁）と述べられているほか、他の関係者も異口同音に、被審査人法人は、被審査人石丸のワンマン経営で、被審査人石丸の指示なしには動かないことを述べているとおりである。

そもそも、**A** 陳述書等では、以下のとおり、被審査人石丸の本件への関与を直接的に指摘している。

すなわち、**A** 陳述書には、「２０１５年の夏頃だったと思います。石丸代表は、『こうなったら新宿事務所とベリーベストに人を送り込んで証拠をつかむしかない。』旨言い、いわゆる産業スパイとして、新宿事務所とベリーベストに

送り込む人材を選定するよう指示がなされました。」(11頁)「松野から、石丸代表に、『うちの部署から統括課の鈴木希を出せます。』という報告があがりました。石丸代表は、古株の従業員である鈴木希のことをよく知っていて、『おお、希さんが行ってくれるか。』と言って、喜んでいました。鈴木希には、アディーレから退職金として1000万円を支給するよう石丸代表から指示がありました。他の古株の所員と比較しても圧倒的に多額の退職金であり、スパイ活動をすることに對する報奨金が含まれていることは明らかでした。」(14頁)「2016年3月に、鈴木希は、ベリーベストへの転職に成功し、潜入しました。鈴木希からの具体的な報告は、松野を通じて、石丸代表になされており、ベリーベストに潜入したものの、すんなりと情報にアクセスできていないわけではなかった。」(15頁)と記載されており、これらは、被審査人石丸の本件への関与を直接的に指摘している。

そして、**A** 陳述書が **A** の陳述内容を記載していることについて、当事者間に争いはなく、前記のとおり、この供述の信用性を否定する事情はない。

本件議決が、なぜこの部分を見捨てるのか、はなはだ理解しがたい。

- 4 その他、本件議決が **A** 陳述書等の信用性に関連して指摘する点は、いずれも失当である。

- (1) 本件議決では、**B** 弁護士と懲戒請求者とのライン中で「鈴木については名前を把握しているそうなのですが、別の人物については誰なのか分からないとのことでした。」とのやりとりがあるのに、松田について、具体的な状況についての説明までされており、ラインのやりとりの内容と **A** 陳述書との間に齟齬が生じているとする。

実際は、懲戒請求者が **B** 弁護士を通じて **A** に対し、「別の人物」が松田であることを伝えたところ、**A** は松田のことを思い出したという経緯であった。

A は、もともと郡司の部下だった松田とは関係が薄かったため、「別の人

物」が松田であったことをすぐには思い出せなかったのである。

そして、そのような経緯から、松田の退職の経緯については、小川や鈴木希と比較してあっさりとした記述にとどまっており、「具体的な状況に就いてまでの説明までされて」いるとはいえない。

そのため、ラインのやりとりの内容と■A■陳述書との間に齟齬が生じていることはない。

- (2) ■A■と懲戒請求者らとの合意書については、守秘に属する事項であるため提出できないのは、懲戒委員会での審議において懲戒請求者が釈明したとおりである。

ただ、「金銭的にも代理人として守っていただける」というのは、■A■が被審査人らから訴訟提起等された場合に、無償で懲戒請求者らが代理人を務めることを約束したものである。

被審査人石丸の指示で、被審査人法人が合理的な理由もないのに訴訟を起こしていたことは、古賀大補が述べているとおりであり（甲18）、■A■としては、被審査人らからのスラップ訴訟その他の嫌がらせを何より恐れていた。

懲戒請求者らは、不当な利益供与にならない範囲で、告発者を被告発者から守ることを確約したに過ぎず、信用性を疑わせる事情とはなり得ない。

- (3) 小川に対する500万円、鈴木に対する1000万円の退職金の支払いについて、銀行口座の捜査によって退職金支払いの事実を確認できず、被審査人法人の決算報告書にも退職金の支払いを確認できないとしても、■A■陳述書の信用性を疑わせる事情とはなり得ない。

なぜなら、小川に対する500万円、鈴木に対する1000万円の支払いが、退職金名目で支払われたスパイ行為の謝礼であるならば、銀行振込のような足をつく方法でなされるはずがなく、決算報告書にも退職金の支払いとして計上するはずがないからである。

なお、警察からは、銀行口座を捜査したとは聞いているが、具体的に誰の

名義のどの口座の取引履歴を照会したのかについては教示してもらえなかった。

- 5 以上のとおり、**A** 陳述書等の信用性を否定した本件議決の判断はいずれも失当である。

第2 関係証拠その他の事情からは、本件スパイ行為を優に認めることができ、被審査人らに対して懲戒処分をすべきであること

- 1 綱紀委員会の判断が正当であること

綱紀委員会の判断について再掲することはしないが、綱紀委員会の判断は、**A** 陳述書等のみならず、関係者の供述を有機的に検討し、健全な社会常識・経験則に沿う適切な判断を下すものであり、極めて正当である。

- 2 被審査人らの言動は、暗にスパイ行為の存在を認めるものであること

懲戒請求者が、インターネット上で本件スパイ行為を告発したとき、被審査法人の当時の代表者であった鈴木淳巳弁護士は、これを名誉毀損行為であるとして、「当職より、懲戒請求者及び自らのアカウントを用いて動画を公開した久保田弁護士(ベリーベスト法律事務所所属の弁護士ユーチューバー)等に対し、名誉毀損による損害賠償請求訴訟を提起します。酒井弁護士及び久保田弁護士については、上記名誉毀損による懲戒申立も含みます。」などと反論した。

実際、スパイ行為を指示した事実がないのであれば、本件スパイ行為の告発行為は、重大な名誉毀損行為である。

しかしながら、現在に至るまで、被審査人らは、懲戒請求者及び久保田弁護士に対し、名誉毀損として民事上の請求も、刑事上の告訴も、懲戒請求も行っていない。

これは、懲戒請求者により真実性の証明がなされ、スパイ行為が露見することを恐れているからに他ならない。

また、本件審理に当たっても、被審査人らは、**A** 陳述書等の信用性を否定すべき事情も、スパイ行為を行っていないことについても、具体的な主張・反

論を一切行っていない。

このような被審査人らの応訴態度こそ、本件スパイ行為を暗に認めるものである。

3 別件懲戒請求等は最高裁で結論が出ているため、この点を考慮する必要がもはやないこと

本件スパイ行為は、ベリーベスト法律事務所を構成する弁護士法人ベリーベスト法律事務所に対する懲戒請求の端緒となっており、本件懲戒請求の結果によっては、弁護士法人ベリーベスト法律事務所に対する懲戒請求の有効性に疑義を生じさせる可能性もあった。

この点が原決定に影響を与えたとは考えたくないが、いずれにしても、弁護士法人ベリーベスト法律事務所に対する懲戒処分の有効性を争った訴訟において、最高裁において、上告棄却・上告不受理決定がなされ、弁護士法人ベリーベスト法律事務所に対する懲戒処分が有効であることが法的に確定したのであるから、弁護士法人ベリーベスト法律事務所に対する懲戒処分の有効性に対する影響を考慮することなく、虚心坦懐に事実認定をすることが可能となったというべきである。

第4 まとめ

以上のとおり、本件議決は、**A**から直接話を聞けなかったため漠然とした不安に駆られ、その信用性を疑うべき具体的・合理的な理由が何らないにもかかわらず、抽象的な理由を縷々指摘し、又は不処分とするのに都合の悪い証拠をことさらに無視した不当なものであって、本件各証拠を子細に検討すれば、被審査人らが本件スパイ行為を行った事実は明らかに認められるのであるから、本件議決を取り消し、更に適切な処分を下すよう申し出る次第である。

以上